

旭川市学校教育基本計画懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 第2期旭川市学校教育基本計画(以下「基本計画」という。)の見直しに当たり、学校関係者、学識経験を有する者等の意見を聴くため、旭川市学校教育基本計画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(職務)

第2条 懇話会は、基本計画についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学校関係者
- (2) 学校教育に関する施策等に関し学識経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、教育長が行う公募に応じた者
- (4) その他教育長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は、12人以内とする。

3 参加期間は、教育長が依頼した日から、令和6年3月31日までとする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、旭川市教育委員会学校教育部教育政策課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、教育政策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。